

「みやざき館KONNE KITTE大阪店」認知度向上事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本事業は、SNS、動画配信媒体（TVer、YouTube等）、検索エンジン等の多角的なメディアプロモーションを戦略的に展開することにより、関西圏における宮崎県産品の魅力発信拠点である「みやざき館KONNE KITTE大阪店（以下「当店舗」という。）」の認知度を飛躍的に高め、さらなる誘客促進を図ることを目的とする。

あわせて、プロモーションの効果を最大化させるため、令和8年3月20日（金）から3月22日（日）の3日間、食をテーマとした体験型集客イベント（仮称：春の肉祭り）を開催する。

なお、メディアプロモーションの手法およびイベントの名称・詳細企画については、民間事業者のノウハウを活用した高い相乗効果を期待するため、企画提案競技により最適な提案を求めるものとする。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

※広報・告知活動は、イベント最終日の令和8年3月22日（日）まで集中的に実施するものとする。

3 「みやざき館KONNE KITTE大阪店」の概要

① 建物名称及び住所

KITTE大阪

大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号 2階 207区画

② 店舗面積

66.45m² (20.10坪)

③ 建物所有者

日本郵政不動産株式会社

④ 主な客層

30代～50代の女性

4 委託業務の内容

受託事業者は、以下の業務を一体的に実施すること。

(1) 統合型プロモーションの企画・実施

イベントの集客および店舗の認知向上を図るため、以下の媒体を組み合わせた効果的な広告展開を行うこと。

・特設ホームページ（LP）の制作

イベント詳細、店舗紹介等を掲載する専用ページを制作すること。

・動画広告の運用

TVer（15秒スポット等）、YouTube等、ターゲットの視聴習慣に合わせた動画広告を運用すること。

・SNS、WEB広告の運用

Instagram、Yahoo!等の媒体を活用し、店舗周辺エリアや宮崎ファン層等へ精度の高いターゲティング広告を行うこと。

- ・クリエイティブ制作

広告用画像等の制作。

(2) 集客イベントのプロデュース・運営

令和8年3月20日（金）から22日（日）の3日間、当店舗において、宮崎牛や畜産加工品、これらに合う調味料・酒類等の魅力を発信し、購買意欲を喚起する集客イベントを実施すること。

ア イベント名称およびコンセプトの提案

「仮称：春の肉祭り」をベースとしつつ、当店舗の主要ターゲット層（30代～50代の女性等）に訴求し、来客・購買・SNS拡散を促進するより魅力的なイベント名称およびキャッチコピーを提案すること。

イ 体験型企画（肉ガチャ）の運営

参加費（1回1,000円、各日100本、計300本を想定）を徴収し、宮崎牛等が当たる抽選企画を実施すること。

- ・景品の宮崎牛は店舗運営事業者（（株）南海グリル）が用意するが、受託者はその景品代補助として計150,000円（税込）を（株）南海グリルへ支払うものとする。
- ・景品の構成および提供方法にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）等の関係法令を遵守し、参加者に誤認を与えないよう適切な表示を行うとともに、最高額および総額の制限を逸脱しないよう細心の注意を払うこと。

ウ 試食・サンプリングの実施

県産クラフトビールや鶏の炭火焼き等の試食提供を通じて、県産品の魅力を効果的にアピールすること。

- ・試食用サンプル代は、本委託経費に含めるものとする。

エ 運営体制の確保

イベント期間中の3日間は、円滑な運営のため、会場に2名以上の運営スタッフを常駐させること。また、当日の運営に留まらず、県および店舗運営事業者との事前協議にも参画し、密接な連携体制を構築すること。

5 報告書の提出

業務終了後、以下の内容を含む実績報告書を電子データで提出すること。

・広告効果の分析

各媒体のインプレッション数、クリック数、動画再生完了数等の詳細数値

・イベント実績

体験型企画（肉ガチャ）参加者数、試食配布数、店舗来店者数の推移

・成果物

制作した画像、動画、音源データ

6 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

7 契約上限額

3,377,401円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- (3) 業務上の成果品についての著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- (4) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処置は受託者が行うこととし、その経費は委料に含むものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。